

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会
委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第 6 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職の範囲） 第 2 条 条例第26条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 前 2 号に掲げる職以外の職で<u>条例第28条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が 5 級地、6 級地若しくは 7 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u> （4） <u>条例第28条の 2 の規定による地域手当の級地が 4 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u> （5） <u>条例第28条の 2 の規定による地域手当の級地が 1 級地、2 級地又は 3 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u> 2・3 〔略〕	（職の範囲） 第 2 条 条例第26条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。<u>この場合において、地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年岩手県人事委員会規則第10号）附則第 4 項の規定により読み替えて適用される地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により地域手当の支給地域及び級地について一般職の国家公務員の地域手当の支給地域及び級地の例によることとされる職員に係る第 3 号から第 5 号までに規定する地域及び級地については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第72号）第 2 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の規定による一般職の国家公務員の地域手当の支給地域及び級地の例による。</u> （1）・（2） 〔略〕 （3） 前 2 号に掲げる職以外の職で<u>地域手当に関する規則の一部を改正する規則による改正前の地域手当に関する規則（以下この項において「旧地域手当規則」という。）第 2 条に規定する地域又は旧地域手当規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により一般職の国家公務員の地域手当の支給地域及び級地の例により地域手当が支給される地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は旧地域手当規則の規定により地域手当の級地が 5 級地、6 級地若しくは 7 級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職</u> （4） <u>旧地域手当規則の規定により地域手当の級地が 4 級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職</u> （5） <u>旧地域手当規則の規定により地域手当の級地が 1 級地、2 級地又は 3 級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職</u> 2・3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。